

騒音・振動関係法令の概要

R4.10

(工場、事業場の規制基準)

騒音規制法 p1～p5 振動規制法 p6～p7

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 p8～p9

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 p10～p11 騒音に係る環境基準 p12

騒音規制法・振動規制法では、工場及び事業場の事業活動に伴って発生する騒音・振動の発生を規制しており、工場及び事業場に設置される施設のうち著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として規制を行っています。

また、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例で騒音規制法の規模要件に該当しない小規模の施設についても騒音に係る特定施設として位置づけ、騒音の規制を行っています。

なお、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により製造業等で、一定規模以上の騒音・振動発生施設を設置している工場には、公害防止管理者等を設置することが義務づけられています。

I 騒音規制法 (昭和43年6月10日法律第98号 最終改正平成26年6月18日法律第72号)

I-1 届出が必要な特定施設 (法施行令別表第1)

特定施設の種類の	規模要件等
1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるもの。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。
4 織機	原動機を用いるもの。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの。
6 穀物用製粉機	ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの。 木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。
ホ 丸のこ盤	製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの。 木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるもの。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のもの。

I-2 規制基準

(1) 地域の指定 (法3条)

特定施設を設置する工場又は事業場（「特定工場等」という）において発生する騒音について規制する地域として市長によって指定された地域を「指定地域」といいます。本市の場合、福岡空港を除く市内全域が指定地域になっています。

指定地域

(平成9年3月31日福岡市告示第74号 最終改正令和3年3月29日福岡市告示第118号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
第2種区域	主として、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域
第3種区域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域
第4種区域	主として、工業地域・工業専用地域
除外地域	福岡空港

(備考) 図面は環境局環境保全課に備え縦覧に供しています。

(2) 規制基準 (法4条)

「特定工場等」において発生する騒音の特定工場等の敷地境界における大きさの許容限度をいい、時間の区分及び区域の区分ごとの規制値が定められています。

特定工場等の騒音の規制基準

(平成9年3月31日福岡市告示第74号)

区域の区分	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～翌6時
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	50dB以下
第3種区域	65dB以下	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	70dB以下	70dB以下	70dB以下	65dB以下

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚・農・通・運告第1号 最終改正平成24年3月30日環境省告示第55号)

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいいます。
- 2 騒音測定は、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用います。
- 3 騒音の測定方法は当分の間JISZ8731によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりです。
 - ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。
 - ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とします。
 - ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端値（LA5）とします。
 - ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端値（LA5）とします。

暗騒音の影響の補正 JISZ8731附属書2

特定の定常騒音の騒音レベルを測定する場合、その騒音があるときとないときの騒音計の指示値の差が10dB以上あれば、暗騒音の影響はほぼ無視できます。その差が10dB未満のときには、暗騒音の影響が無視できないため下表によって指示値を補正することにより、対象とする特定の騒音の騒音レベルを推定することができます。

測定対象の騒音指示値と暗騒音の指示値の差が10dB未満の場合は補正值を減じます。

指示値の差	4	5	6	7	8	9
補正值	2		1			

(3) 遵守義務 (法5条)

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。

I-3 勧告・命令等

(1) 計画変更勧告 (法9条)

届出があった場合、発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができます。

(2) 改善勧告 (法12条)

指定地域内の特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきこと勧告することができます。

(3) 改善命令 (法12条)

計画変更勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができます。

I-4 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本及びその写しの計2通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
特定施設を設置しようとする場合(法6条) ※ 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置する場合。	特定施設設置(使用)届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類ごとの数 (4) 騒音の防止の方法 (5) 工場又は事業場の事業内容 (6) 常時使用する従業員数 (7) 特定施設の型式及び公称能力 (8) 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻 〔添付資料〕 ① 騒音防止の方法(特定施設からの騒音レベルの予測も含む) ② 特定施設の配置図(建物平面図など) ③ 特定工場等及びその付近の見取り図	着手予定年月日の30日以前
数等の変更 届出内容の(3)を変更しようとする場合(法8条)	特定施設の種類の数の変更届	※ 特定施設ごとの数を減らす場合及び特定施設の種類の数を2倍以内の数に増加する場合は除く。	着手予定年月日の30日以前

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
方法等の変更 届出内容の(4)を変更しようとする場合 (法8条)	騒音防止の方法変更届	※ 騒音の大きさの増加を伴わない場合は除く。	着手予定年月日の30日以前
氏名の変更等 届出内容の(1)、(2)を変更した場合 (法10条)	氏名等変更届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
すべての施設の使用を廃止した場合 (法10条)	廃止届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類の種類	廃止した日から30日以内
すべての施設を承継した場合 (法11条)	承継届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類の種類 (9) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内

特定施設設置の際の配慮事項

騒音に係る基準には、「特定工場等の規制基準」の他に、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準があります。そのため、特定施設の設置の際には、周辺の生活環境を保全するため、環境基準についても配慮することが必要です。

特定施設の設置の際には、周辺の環境を保全するために、特に下記の事項について配慮してください。

配 慮 事 項	解 説
□特定工場等の敷地が広い場合には、周辺住宅に配慮して特定施設の設置場所を選定すること。	□音は、距離が離れると減衰するため、周辺の住宅など生活環境のある場所から離して設置することが重要です。 また、特定施設の向きについての配慮も必要です。
□周辺の住宅等生活環境のある場所まで十分に距離がとれない場合には、防音対策をし、配慮すること。	□特定施設を設置する場所の壁に吸音材を用いたり、送風機においては、サイレンサーや消音チャンバーを取り付けるなど排気口からの騒音に配慮した防音施設を設置し、音を軽減することが必要です。 また、実際に特定施設を使用する際は、窓などを閉め閉鎖型の事業場で特定施設を使用することも重要となってきます。
□使用する時間帯について十分配慮すること。	□夜間は、音の出る作業をできるだけ避け、このような作業は工程をうまく管理して昼間に行い、周辺住民の睡眠などを妨げることをしないよう配慮することが必要です。

Ⅱ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号 最終改正平成26年6月18日法律第72号）

Ⅱ-1 届出が必要な特定施設（法施行令別表第1）

特定施設の種類	規模要件等
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの。
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの。
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。
4 織機	原動機を用いるもの。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの。
コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの。
コンクリート柱製造機械	
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。
7 印刷機械	原動機を定格出力が2.2kw以上のもの。
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機	ジョルト式のもの。

Ⅱ-2 規制基準

(1) 地域の指定（法3条）

特定施設を設置する工場又は事業場（「特定工場等」という）において発生する振動について規制する地域として市長によって指定された地域を「指定地域」といいます。本市の場合、福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部を除く市内全域が指定地域になっています。

指定地域

（平成9年3月31日福岡市告示第77号 最終改正令和2年3月23日福岡市告示第93号）

区域の区分	用途地域等
第1種区域	主として、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域
第2種区域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域 工業地域・工業専用地域
除外地域	福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

（備考）図面は環境局環境保全課に備え縦覧に供しています。

(2) 規制基準 (法4条)

「特定工場等」において発生する振動の特定工場等の敷地境界における大きさの許容限度をいい、時間の区分及び区域の区分ごとの規制値が定められています。

特定工場等の振動の規制基準

(平成9年3月31日福岡市告示第77号)

区域の区分	昼間(8時～19時)	夜間(19時～翌8時)
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日環境庁告示第90号 最終改正平成24年3月30日環境省告示第56号)

- デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいいます。
- 振動測定は、鉛直方向について行い、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用います。
- 振動の測定方法は次のとおりです。

(1) 振動ピックアップの設置場所は次のとおりです。

- 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の補正は次のとおりです。

測定対象の振動指示値と暗振動の指示値の差が10dB未満の場合は補正値を減じます。

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

4 振動レベル決定は次のとおりです。

- 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とします。
- 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とします。
- 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値(L₁₀)とします。

(3) 遵守義務 (法5条)

指定地域内に特定工場を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければなりません。

II-3 勧告・命令等

(1) 計画変更勧告 (法9条)

届出があった場合、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法、特定施設の使用の方法、配置に関する計画の変更を勧告することができます。

(2) 改善勧告 (法12条)

指定地域内の特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、または特定施設の使用の方法、配置の変更を勧告することができます。

(3) 改善命令 (法 12 条)

計画変更勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができません。

II-4 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本及びその写しの計 2 通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
特定施設を設置しようとする場合 (法 6 条) ※ 指定地域内において工場又は事業場 (特定施設が設置されていないものに限り) に特定施設を設置する場合。	特定施設設置 (使用) 届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類ごとの数 (4) 振動防止の方法 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 工場事業場の事業内容 (7) 常時使用する従業員数 (8) 特定施設の型式 [添付資料] ① 振動防止の方法 (特定施設からの振動レベルの予測も含む) ② 特定施設の配置図 (建物平面図など) ③ 特定工場等及びその付近の見取り図	着手予定年月日の30日以前
数等の変更 届出内容の(3)を変更しようとする場合 (法 8 条)	特定施設の種類及び能力ごとの数・使用方法変更届	※ 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は除く。	着手予定年月日の30日以前
方法等の変更 届出内容の(5)を変更しようとする場合 (法 8 条)		※ 使用開始時刻の繰上げまたは使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は除く。	着手予定年月日の30日以前
方法等の変更 届出内容の(4)を変更しようとする場合 (法 8 条)	振動防止の方法の変更届	※ 振動の大きさの増加を伴わない場合は除く。	着手予定年月日の30日以前
氏名の変更等 届出内容の(1)、(2)を変更した場合 (法10条)	氏名等変更届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
すべての施設の使用を廃止した場合 (法10条)	廃止届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類	廃止した日から30日以内
すべての施設を承継した場合 (法11条)	承継届	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (9) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内

Ⅲ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（騒音振動関係抜粋）

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和 46 年 6 月 10 日法律第 107 号）に基づき、製造業（物品加工業を含む）等で特定の施設を設置している工場は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止に関する技術的事項の管理者とする管理組織体系を設置するように義務づけられています。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

Ⅲ－１ 特定工場（法 2 条）

製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で下記の要件のいずれかを満たす工場です。

1 騒音発生施設（施行令 4 条）

- ① 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上に限る。）
- ② 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2 振動発生施設（施行令 5 条の 2）

- ① 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上に限る。）
- ② 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上に限る。）
- ③ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

Ⅲ－２ 公害防止統括者（法 3 条）

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者を選任しなければなりません。

- 1 常時使用する従業員の数が 20 名以下の場合を除きます。
- 2 公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから 30 日以内に選任しなければなりません。

(2) 資格要件

なし

(3) 業務内容

- 1 騒音発生施設を持つ工場
騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音防止の措置に関すること
- 2 振動発生施設を持つ工場
振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動防止の措置に関すること

Ⅲ－３ 公害防止管理者（法 4 条）

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（「特定事業者」という）は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者を選任しなければなりません。

- 1 公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから 60 日以内に選任しなければなりません。
- 2 2 以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。

- ① 同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ② 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ③ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
- ④ 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。

※ 具体的な兼務可能要件については、別途基準告示（平成 17 年 3 月 7 日財・厚労・農水・経産・国交・環告示第 1 号 平成 18 年 4 月 28 日財・厚労・農水・経産・国交・環告示第 2 号）に規定。

(2) 規模要件及び資格

- 1 騒音発生施設を持つ工場
騒音関係公害防止管理者の有資格者
- 2 振動発生施設を持つ工場
振動関係公害防止管理者の有資格者

(3) 業務内容

- 1 騒音発生施設を持つ工場
 - ① 騒音発生施設の配置の改善
 - ② 騒音発生施設の点検
 - ③ 騒音発生施設の操作の改善
 - ④ 騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修
- 2 振動発生施設を持つ工場
 - ① 振動発生施設の配置の改善
 - ② 振動発生施設の点検
 - ③ 振動発生施設の操作の改善
 - ④ 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修

Ⅲ－４ 代理者（法６条）

公害防止統括者及び公害防止管理者についてはそれぞれ代理者を選任しなければなりません。資格要件については統括者、管理者に準じます。

Ⅲ－５ 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本及びその写しの計２通を提出してください。

事 項	届出種類	添付書類	提出期限
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法３条）	公害防止統括者(代理者)選任、死亡・解任届	—	選任、解任してから30日以内
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法４条）	公害防止管理者(代理者)選任、死亡・解任届	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法５条）	公害防止主任管理者(代理者)選任、死亡・解任届	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
特定事業者について相続又は合併があったとき（法６条の２）	承継届	その事実を証する書面	遅滞なく

IV 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

(平成 14 年 12 月 27 日福岡県条例第 79 号)

特定施設とは、工場又は事業場に設置され、著しい騒音を発生するもので、一定規模以上のものをいい、特定施設の設置等をしようとするときは、事前に届け出なければなりません。なお、振動に係る特定施設の規定はありません。

IV-1 届出が必要な特定施設 (条例施行規則別表第 2)

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設

特定施設の種類	規模要件等
イ 金属加工機械	
(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw未満のもの。
(2) ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw未満のもの。
(3) せん断機	原動機の定格出力が3.75kw未満のもの。
(4) ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のもの及びタンブラスト
(5) 高速切断機及びプラズマ切断機	
(6) 研磨機	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛研磨機以外は、2台以上であること。
ロ クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの。
ハ ドラム缶洗浄機	原動機を用いるものに限る。
ニ ロータリーキルン	
ホ 重油バーナー	重油の使用量が1時間50リットル以上のもの。
ヘ 電気炉	変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの。

※ 既に騒音規制法に基づき特定施設の設置又は使用の届出を行っている工場・事業場は届出の必要はありません。

IV-2 規制基準の遵守義務

(1) 規制基準 (条例 34 条)

騒音に係る特定事業場から発生する騒音の許容限度で、時間の区分及び区域の区分ごとの規制値が定められています。(騒音規制法に基づく規制基準と同じです。)

区域の区分	用途地域等	朝 6～8時	昼間 8～19時	夕 19～23時	夜間 23～翌6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	主として、第1種住居地域 第2種住居地域・準住居地域 近隣商業地域(容積率200%) 市街化調整区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	50dB以下
第3種区域	主として、近隣商業地域(容積率300%) 商業地域・準工業地域	65dB以下	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	主として、工業地域・工業専用地域	70dB以下	70dB以下	70dB以下	65dB以下

(2) 遵守義務 (条例 35 条)

当該特定事業場に係る規制基準を遵守しなければなりません。

3 勧告・命令等

(1) 計画変更勧告 (条例 10 条第 2 項)

届出があった場合、発生する騒音が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法、特定施設の使用の方法、配置に関する計画の変更を勧告することができます。

(2) 改善勧告 (条例 36 条)

指定地域内の特定事業場から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、または特定施設の使用の方法、配置の変更を勧告することができます。

(3) 改善命令 (条例 36 条)

計画変更勧告を受けた者がその勧告に従わずに特定施設を設置しているとき、又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができます。

IV-4 届出関係

条例の規定による届出は、届出書の正本及びその写し 1 通の計 2 通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
特定施設を設置しようとするとき (条例 7 条) ※ 指定地域内において騒音規制法に規定する特定工場に特定施設を設置する場合を除く。	特定施設設置 (使用)届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の種類ごとの数 (5) 騒音防止の方法 (特定施設からの騒音レベルの予測も含む) 〔添付資料〕 ① 工場・事業場の付近の見取り図 ② 建物の配置図 ③ 特定施設の設置場所	着手予定年月日の30日以前
数等の変更 届出内容の(4)、(5)を変更しようとする場合 (条例 8 条)	特定施設の種類の数の変更届	※ 特定施設毎の数を減らす場合及び特定施設の種類の数を 2 倍以内の数に増加する場合は除く。 ※ 騒音の大きさの増加を伴わない場合は除く。 (騒音規制法規則 6 条)	着手予定年月日の30日以前
氏名の変更等 届出内容の(1)、(2)を変更した場合 (条例 8 条)	氏名等変更届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から30日以内
施設の使用を廃止した場合 (条例 8 条)	廃止届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類の	廃止した日から30日以内
施設を承継した場合 (条例 12 条)	承継届	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類の (6) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から30日以内

騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

(※ 騒音の評価手法は等価騒音レベルによるもの)

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域	50dB以下	40dB以下
A：専ら住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B：主として住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下
2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB以下	50dB以下
車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間における特例	70dB以下	65dB以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。	(屋内透過騒音) 45dB以下	(屋内透過騒音) 40dB以下

車線 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

地域類型のあてはめ

(平成 24 年 4 月 1 日福岡市告示第 113 号)

AA	当該地域なし
A	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分された地域
除外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港

(※ 振動に関する環境基準は設定されていません。)

提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神 1 丁目 8 番 1 号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592